

定 款

一般社団法人 日本最適化栄養食協会

一般社団法人 日本最適化栄養食協会定款

制定 令 5. 2. 20

改正 令 5. 4. 10

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本最適化栄養食協会と称する（以下、この法人を「本協会」という。）。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、主要な栄養素がバランスよく適切に調整され、人々のウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること）に資することを旨とした「最適化栄養食」の基準を策定するとともにその認証を行うことにより、摂取することで健康維持・増進効果を得られる可能性が客観的科学的な試験によって示唆されている最適化栄養食の普及を図り、健康維持・増進に寄与することを目的とするものである。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 最適化栄養食及びその評価に関する規格化
- (2) 最適化栄養食の栄養設計基準登録、製品認証
- (3) 最適化栄養食に関する調査研究
- (4) 最適化栄養食の普及に関する活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会は、本協会の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

2 本協会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人等の団体

(2) 賛助会員 本協会の目的に賛同し、本協会の事業を賛助するために入会した法人等の団体

(3) 個人会員 本協会の目的に賛同して入会した最適化栄養食に関する学識経験者（個人）

3 前項に定める正会員は、次に該当する法人等の団体とする。

(1) 最適化栄養食の製造又は販売を業とする法人等の団体

(2) 最適化栄養食に関する事業を行っている又は当該事業を開始することが見込まれると本協会が認める法人等の団体

(3) 最適化栄養食に関する専門的な知識、経験を有すると本協会が認める法人等の団体

4 第 2 項に定める正会員及び個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 本協会の会員になろうとする者は、本協会所定の様式により申し込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第 8 条 会員は、本協会所定の様式による退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の本協会の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員（当該会員を除く。）が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名（1法人）につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理及び書面による議決権の行使)

第18条 総会に出席できない社員は、代理人によってその議決権を行使できる。

この場合においては、社員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 総会に出席できない社員は、議決権行使書面に必要な事項を記入し、本協会に提出することにより議決権を行使できる。

3 第1項及び第2項の規定により議決権を行使する社員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者、3親等内の親族又は当該理事の使用人等特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 本協会は、理事会の決議によって、理事の中から理事長1名を選定する。

4 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

5 本協会は、理事会の決議によって、理事長以外の理事の中から業務執行理事1名以上を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事長の指揮のもと、本協会の業務を執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対し、報酬等として、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 本協会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本協会は、理事（業務執行理事又は本協会の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 28 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(決 議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 35 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類について、その内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第42条 本協会は、その事業を推進するため、次に定める委員会を設置する。

(1) 標準化委員会

(2) 登録委員会

(3) 認証委員会

(4) その他、理事会が本協会の事業を推進するために必要と認める委員会

2 前項に定めるもののほか、委員会の内容、構成及び運営、委員の選任、並びに各委員会の任務の詳細及び具体的業務その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。なお、標準化委員会、登録委員会及び認証委員会について、各委員会の委員は他の委員会の委員、及び又は委員会事務局を兼任することはできないものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第43条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の決議を経て理事長が任命する。

4 事務局長以外の職員は理事長が任命する。

5 職員は有給とする。

6 職員の給与は理事長が定める。

第 1 1 章 顧 問

(顧問)

第 4 4 条 本協会は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。顧問の資格、業務の具体的な内容、任期、及び顧問にかかる経費その他必要な事項は、理事会の決議により定める。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 5 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 3 章 附 則

(最初の事業年度)

第 4 6 条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

(法令の準拠)

第 4 7 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。